

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、明和地所株式会社と称し、英文では、Meiwa Estate Company Limited と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 不動産の売買、仲介、賃貸、管理及び鑑定に関する業務
- (2) 住宅地、工業用地等の開発、造成及び販売に関する業務
- (3) 建築及び土木工事の設計、施工、監理及び請負
- (4) 不動産の測量に関する業務
- (5) 建物施設の維持、管理、清掃に関する業務
- (6) 家具、室内装飾品等の販売、輸出入、仲介、製造及び加工に関する業務
- (7) ユニットバス、キッチン等の住宅設備機器の売買、製造及び加工に関する業務
- (8) 日用雑貨品、什器等の販売、仕入に関する業務
- (9) 情報処理サービス、情報提供サービス及び広告に関する業務
- (10) 旅行業法に基づく旅行業
- (11) ホテル及びレストランの経営
- (12) 観光施設及び娯楽施設の会員権の募集及び受託に関する業務
- (13) 損害保険代理業
- (14) 生命保険の募集に関する業務
- (15) 金融業
- (16) 信託受益権の取得、保有及び売買並びに仲介に関する業務
- (17) 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理
- (18) 不動産特定共同事業法に基づく事業
- (19) 不動産、有価証券、その他金融資産に対する投資顧問業務
- (20) 労働者派遣業に関する業務
- (21) 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、104,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利
- (2) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は株主名簿管理人をおく。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当社は毎事業年度における最終の株主名簿をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

### 第3章 株 主 総 会

(招集の時期)

第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

### 第4章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会

(取締役会の設置)

第18条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は20名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有す

る株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(取締役会の招集者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集し議長となる。

(取締役会の招集手続)

第24条 取締役会を招集するときは、各取締役および監査役に対し、会日の3日前までに、その通知を発する。ただし、緊急に招集の必要ある時は、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

## 第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第31条 当社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第36条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日の3日前までに、その通知を発する。ただし、緊

急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会規程)

第40条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第42条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会によって選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て決める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第46条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第47条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当)

第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第49条 期末配当金および中間配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

沿 革	
実 施	昭和 61 年 4 月 24 日
改 正	昭和 62 年 3 月 13 日 昭和 63 年 3 月 30 日 昭和 63 年 5 月 31 日 昭和 63 年 11 月 28 日 平成 2 年 5 月 28 日 平成 4 年 7 月 13 日 平成 4 年 8 月 28 日 平成 4 年 9 月 21 日 平成 6 年 6 月 29 日 平成 8 年 6 月 20 日 平成 9 年 6 月 27 日 平成 13 年 6 月 28 日 平成 13 年 10 月 1 日 平成 14 年 6 月 27 日 平成 15 年 6 月 27 日 平成 16 年 6 月 29 日 平成 17 年 6 月 29 日 平成 18 年 6 月 29 日 平成 19 年 6 月 28 日 平成 21 年 6 月 26 日 平成 24 年 6 月 28 日 平成 25 年 6 月 27 日 令和 4 年 6 月 29 日